

無・低解約返戻金型商品について

調査研究部 猪ノ口 勝徳

目次

1. はじめに
2. 一般の保険の解約返戻金
3. 無・低解約返戻金型商品の概要
4. おわりに

1. はじめに

生命保険契約は長期にわたる契約である。このため、加入時に商品内容を十分に検討し、自身の保障ニーズに合った商品に加入したとしても、その後の生活ステージが変化し、その商品では保障ニーズを十分に満たせなくなってしまうようなことも起こり得るだろう。このような場合、その保険契約を解約せざるを得なくなるかもしれない。保険本来の保障機能が発揮されることなく保険契約が解約されるのは残念なことであるが、長期の契約なので解約の発生は避けられないだろう¹。

ところで保険契約を解約すると、解約返戻金が支払われる。死亡率は高齢になるほど高くなり、保険金の支払が増加していくので、保険会社は将来の保険金支払に備えて責任準備金を積み立てている。この責任準備金から、保険契約の締結に要した費用のうち契約者が払い込む保険料でまだ回収できていない部分を控除した金額が解約返戻金とされることが一般的である。

解約返戻金は、契約締結時からそれほど経過していない契約では、ゼロであったり少額に止まることが多い。また定期保険等のいわゆる掛け捨ての保険も、解約返戻金はゼロか少額に止まることが多い。ただ一般的には、

解約返戻金は契約締結時から年数を経るにつれて増えていく。平成24年度に生保各社が支払った解約返戻金総額は5.9兆円である。保険本来の保障給付である保険金・年金・給付金が22.6兆円であることと比べると、解約返戻金は決して少ない金額ではないと言えよう。

ところで、解約返戻金を従来の保険商品に比べ低い金額にしたり、そもそも解約返戻金をゼロにする保険が多く販売されるようになってきた。これには、解約返戻金を少なくすることにより保険料を安く設定し、顧客の低廉な保険料ニーズに応えるという狙いがあるものと思われる。わが国では終身保険から始まった低解約返戻金型商品であるが、第三分野保険や定期保険にも無・低解約返戻金型商品が多く販売されるようになっており、社会に受け容れられていると言えそうだ。

一方で、平成21年6月19日に金融庁から公表された金融審議会金融分科会第二部会 保険の基本問題に関するワーキング・グループの「中間論点整理」では、「無・低解約返戻金型保険商品について、特に保険料が比較的高い保険商品のあり方について、考え方を整理すべきとの意見があった」ので、「今後、～検討していくことが必要であると考えられる」と記述されている。ここでは、従来とは異な

1 それまで加入していた保険契約から、それとは保障内容が異なる商品に乗り換えることができる契約転換制度があるが、保険商品によっては契約転換制度を利用できないケースもある。

る解約返戻金に関して、問題意識が持たれている様子が窺える。

そこで本稿では、まず一般の保険の解約返戻金の考え方、計算方法を説明した後、無・低解約返戻金型商品の仕組みの特徴、考え方を述べ、無・低解約返戻金型商品のあり方について若干の考察を行ってみたい。なお本稿中、意見に属する部分は筆者の個人的見解であり、筆者の所属団体等とは無関係である。

2. 一般の保険の解約返戻金

それでは、一般の保険の解約返戻金はどのような考え方に基つき、どのようにして計算されるのかを見てみよう。

(1) 解約返戻金の考え方

解約返戻金は、以下のように説明される。

(表1) 解約返戻金算定の基本的な考え方
(伝統的商品)

払い込まれる保険料から、年々の保険金の支払いおよび契約の締結・維持に必要な諸経費を差し引いた残額として、個々の契約について予め定められた金額²

毎年払い込まれる保険料がその年度内に全額費消されるのであれば、毎年末の上記の金額はゼロになる。しかし生命保険契約は長期の契約であり、死亡率は高齢になるほど高くなるので、保険会社は将来の保険金支払に備えて保険料の一部を会社内部に残せるように保険料を設定している。このため、払い込まれた保険料から保険金と事業費の支払額を差し引いた金額(上記の説明の内容)が、将来

の保険金支払に備えて保険会社内部に留保されることになる。

ところで、保険契約が解約されたら、この金額を保険会社に残しておく必要はなくなるので、解約した契約者に解約返戻金として支払われる。この説明は分かりやすいだろう。ただこの説明は定性的なものに止まっており、具体的な内容を表すものにはなっていないと思われる。そこで次に、解約返戻金に関する理解を深めるために、解約返戻金の具体的な計算方法を説明しよう。細かな算式が出るが、我慢してお付き合いいただきたい。

(2) 解約返戻金の計算式

日本アクチュアリー会のテキスト『保険1(生命保険)第2章 解約および解約返戻金』によると、一般の生命保険の解約返戻金は以下の算式で算出していると説明されている。

(表2) 解約返戻金の算式

$$\begin{aligned} \text{解約返戻金} &= \text{保険料計算基礎による平準純保険料式} \\ &\quad \text{保険料積立金} \\ &\quad - \alpha^* \times \max(0, 10 - \text{経過年数}) / 10 \end{aligned}$$

上記算式中の α^* が解約控除率である。

(筆者注)

$\max(A, B)$ はAとBのどちらか大きいほうの値を表す記号なので、上記算式では、経過年数が10年未満のときは10年までの残りの年数となり、10年を超えればゼロになる。したがって、上記算式の第2項(マイナスされる項)は契約当初は α^* であり、1年経過するとに $1/10\alpha^*$ ずつ小さくなり、10年を超えるとゼロになる。

2 金融審議会金融分科会第二部会 保険の基本問題に関するワーキング・グループ第52回の資料3 上田泰史「日本における生命保険契約の解約返戻金について～アクチュアリー視点から～」より引用した。

この算式を説明しよう。まず平準純保険料式保険料積立金³である。これは将来の保険金支払に備えて保険会社が留保すべき金額であり、予定死亡率、予定利率を用いて計算される。契約者が支払う保険料は、保険金支払に充てられる純保険料と、保険会社の事業運営のための費用に充てられる付加保険料で構成されている。この純保険料のうち、当年度の保険金支払に充てられる部分はその年度内に費消されるが、将来の保険金支払に充てられる部分が保険料積立金として保険会社に積み立てられることになるのである。

① 平準純保険料式とチルメル式

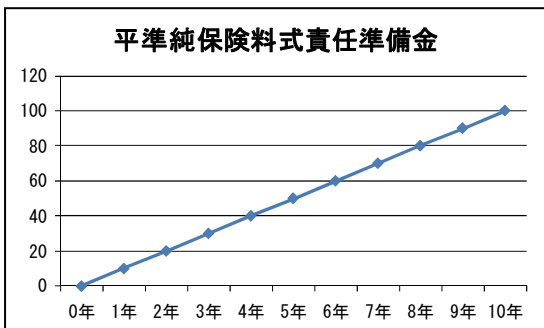
ところで付加保険料は、毎年の保険料の一定割合とする方式と、保険契約締結時に必要となる経費負担（営業職員等に支払われる募

集経費等や新契約事務に必要な経費であり、新契約費と言う）を考慮して、初年度の付加保険料を大きくし、その代わりに次年度以降一定期間（この期間のことをチルメル期間と言う）の付加保険料を少なくする方式がある。前者が平準純保険料式（図1）、後者がチルメル式（図2）である。チルメル式では初年度の純保険料が少なくなるので、責任準備金も平準純保険料式に比べ低額になる。

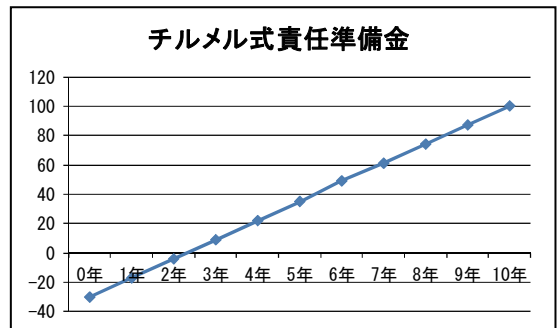
② 解約返戻金は10年チルメル式とほぼ同等

わが国の保険業法では、保険会社は原則として平準純保険料式の責任準備金積立が求められている。これは保険会社の保険金支払能力を高水準に維持しようとする意図に基づくものと思われる。しかし保険契約が解約されたときに平準純保険料式責任準備金を解約返

(図1) 平準純保険料式責任準備金 (10年満期養老保険の例)



(図2) チルメル式責任準備金 (10年満期養老保険の例)



3 ここまでは議論が煩雑にならないよう、「責任準備金」という用語を使用してきた。保険会社の決算においては、「責任準備金」は「保険料積立金」と「未経過保険料」で構成されるが、解約返戻金の議論を行うときは、「責任準備金」と「保険料積立金」を同じものと考えて差し支えない。

戻金として支払えば、当該契約の新契約費が適切に回収できなくなる。そこで保険契約締結時から10年間については、回収できていない新契約費を回収するために、解約控除を行うこととしている。その期間が10年なので、解約戻金は10年チルメル式責任準備金に近いものであると言える⁴。経過年数が深まるほど新契約費の回収が進むので、解約控除は経過年数の深まりとともに漸減する仕組みとなっている。

③ 解約控除の根拠（新契約費の回収）

上記(1)で示した説明は、具体的にはこのような算式で表現されるのである。この算式に出てくる「解約控除」については、その言葉の響きから、なんらかのペナルティ的なものを想像されるかもしれないが、新契約費として使ってしまった経費の回収を行っているわけであり、これは一概にペナルティ的なものであるとは言えないだろう。もっとも保険会社としては、普段から新契約費の削減、解約控除の縮減に努め、契約者利益の増進を実現していくことが重要であろう。

なお、日本アクチュアリー会のテキストによれば、解約控除の理由として、上記の「新契約費の回収」以外に、「投資上の不利益」、すなわち解約戻金支払のために運用資産を売却すること等により起こり得る資産運用利回りの低下の補償、「逆選択防止」、すなわち健康な人が解約しがちであり、残された契約群団で起こり得る死亡率の悪化への補償、さらには解約にともなうさまざまな不利益に対する「ペナルティ」が挙げられている。しかし、同テキストも述べるように、これらの「考

え方自体は否定されないものの、少なくとも単独で説明するには十分な根拠を持つものではなく、「新契約費用の回収」という主たる理由に伴う付随的な効果であると思われる」との理解が一般的だろう。

一般的な保険の解約戻金の考え方、計算方法の概要は以上のとおりである。ところで、無・低解約戻金型商品の解約戻金は上記の考え方、概要とは異なる。次に、この点について見ていくことにしよう。

3. 無・低解約戻金型商品の概要

(1) 無・低解約戻金型商品の保険数理上の仕組み

無・低解約戻金型商品の解約戻金の考え方、概要は上記で見た一般の保険のものとは異なっている。ある商品では、解約戻金を一般の保険の解約戻金の70%水準に設定したり、またある商品ではそもそも解約戻金をゼロに設定している。このような商品設計にする目的の1つは保険料を安くすることである⁵。この保険料が安くなる仕組みを説明してみよう。

① 収支相等の原則

一般の保険では上記で説明したとおり、解約した契約者に対して新契約費を回収した後の責任準備金を支払っていると言える。それに対し、無・低解約戻金型商品では、解約戻金はそれよりも少額になる。すなわち無・低解約戻金型商品の契約群団では、保険契約本来の給付である保険金・給付金に解約戻金を加えた保険契約による支払総額が、一般の保険契約群団の支払総額よりも小

4 契約締結後10年を過ぎれば、解約戻金は平準純保険料式責任準備金と等しくなる。

5 後に説明するように、死亡給付がほとんどない第三分野保険の場合、適切な保険制度運営のために、無・低解約戻金型商品にすることが必要になると考えられるので、すべての無・低解約戻金型商品が保険料を安くするためのものと説明することは、必ずしも適切ではないだろう。

さくなる。保険料は、その保険契約群団において、払い込まれる保険料総額と保険契約によって支払われる保険金等総額が等しくなる⁶ように設定される。これを収支相等の原則と言う。この原則に従えば、無・低解約返戻金型商品は、解約返戻金を一般の保険よりも低く設定することにより、保険料を安く設定することが可能になるのである。

② 予定解約率の設定

もう少し具体的に説明してみよう。生命保険の保険料を計算するためには、保険数理的には予定死亡率の設定が必要になるが、無・低解約返戻金型商品においては、さらに予定解約率の設定が必要になる。そして解約が発生したときには、予め定めておいた低い（あるいはゼロの）解約返戻金が支払われるという計算を行うのである。これは死亡が発生したときに死亡保険金が支払われるという計算を行うことと類似している。

一般の保険の場合は、予定解約率の設定は必要ない。なぜなら一般の保険の解約返戻金は、平準純保険料式責任準備金から新契約費の未回収部分を控除した金額であり、これは解約契約と解約せずに継続する契約の間でバランスが取れた金額になっているため⁷、解約契約がその後も継続する保険契約群団の収支に影響を与えることはないからである。それに対し、無・低解約返戻金型商品の場合はそうではない。無・低解約返戻金型商品の解約返戻金は、一般の保険よりも低額に設定されている。そして、この一般の保険の解約返

戻金相当額と実際の解約返戻金との差額は、先ほど述べたように予め保険料の値下げに使用されているのである。

年金保険の一種に、生きている限り年金が支払われ、死亡すれば給付がストップする終身年金というものがある。終身年金では、早期に死亡した人が残した財産が長生きする人への年金給付に回されるという機能が働いている。これと同じように、無・低解約返戻金型商品では、解約した人の財産（当該解約契約に関する一般の保険の解約返戻金相当額と実際の解約返戻金との差額）が、保険契約群団に含まれるすべての契約者の保険料の値下げに使用されているのである。

③ 解約率変動リスクの管理

なお、予定解約率は保険料や責任準備金の計算に用いられる計算基礎率の1つであり、実際の解約率が予定解約率と等しくなるという保証はない。仮に実際の解約率が予定解約率を下回ったとしよう。さらに話を簡便にするために、死亡は予定死亡率どおりに発生し、資産運用利回りは予定利率どおりであったと仮定しよう。この場合、解約した人が残す財産は、予定を下回ることになる。このため、予定数の解約を見込んで計算されている保険料では、収支相等の原則が成り立たず、保険会社は損失を被ることになる。

同じことであるが、この現象を継続契約のほうから見てみよう。この場合、継続契約数は、予定の数を上回ることになる。継続契約に対しては、平準純保険料式責任準備金を積

6 ここでは純保険料ベースでの収支相等の原則を考えているが、事業費として支出される部分も含めた営業保険料ベースでの収支相等の原則を考えることもある。

7 責任準備金は、将来の保険金支払に備え平準純保険料式で積み立てられているが、契約締結後10年間は新契約費の回収が済んでいないので、継続契約の適切な持ち分（この用語は、当該契約が保険会社の財産の形成に寄与したと考えられる金額を意味するが、法的に確立した概念ではない）は解約返戻金であると考えられることができる。なお保険会社は平準純保険料式責任準備金を積み立てているが、解約返戻金を上回る部分は、他の保険契約群団等から財源を借り入れて積み立てていると考えられるだろう。

み立てる必要があるが、予定を上回る契約についての責任準備金積立財源は、保険料の中には含まれていない。すなわち、保険会社は責任準備金積立財源に関して損失を被り、これを別のところから調達しなければならないのである。以上のことから分かるように、無・低解約返戻金型商品の予定解約率は、実際の解約率が予定解約率を下回ることがないように、低い水準に設定することが必要である。このように、無・低解約返戻金型商品に関しては、保険会社のリスク管理業務において、解約率の変動リスクの管理業務が発生するのである。

(2) 無・低解約返戻金型商品の解約返戻金に関する考え方

ここまで技術的な議論に終始したが、ここでこの保険の解約返戻金に関する考え方について見ておこう。この点について、日本アクチュアリー会のテキストでは、「保険数理の立場から考察すると、解約返戻金は保険契約者の持ち分の清算ではなく約定給付という性格を持っている。非伝統的な商品である低・無解約返戻金型商品の解約返戻金額やMVA⁸については約定給付という概念でないと説明

できない⁹」と記述している。

ただし、この考え方に対しては異論も存在する。具体的には、「数理的・理論的には解約返戻金を解約を原因とする独自の約定給付とみなすことは可能であるけれども、現行法令上そのような解釈をすることは困難であり、有配当契約における配当金と同様な生命保険契約に付随する給付であると解さざるを得ないと思われる¹⁰」というものである。この指摘は鋭い点を突いていると言えよう。

しかし、無・低解約返戻金型商品は、すでに多くの会社が導入し、広く世の中に受け容れられていると見ることもできる。たしかに従来の一般の保険の解約返戻金とは異なる考え方に基づいているので、顧客が誤解することがないように適切な説明を行うことは必要である¹¹が、このような工夫を行いながら、顧客の多様なニーズに対応していくことが必要であるという考え方もあり得るのかもしれない。

また、無・低解約返戻金型商品には、さまざまな商品類型が存在する。その中で特に、死亡給付がほとんどない第三分野保険や、ともに解約返戻金がゼロか低額に止まる定期保険の場合は、無・低解約返戻金型商品とし

8 MVAは市場価格調整型 (Market Value Adjustment) と呼ばれ、保険契約締結時の市場金利と解約時の市場金利の差を解約返戻金の計算に反映する機能である。解約時の市場金利を解約返戻金に反映することで、保険会社が解約返戻金を支払うために資産を売却することにより損失を被ってしまうリスクを軽減することを目的とするものである。

9 アクチュアリー会のテキストは、解約返戻金を約定給付と考えることを主張しているというよりも、約定給付と考えると説明できないと述べているに過ぎないと理解することもできそうである。

10 我妻佳祐「解約給付に関する一考察」『生命保険論集 第184号』(2013年9月)による。現行法令上の解釈については、「解約給付を生命保険会社が引き受けることのできる保険給付と見なすことは困難である。生命保険会社が引き受けることのできる保険契約は「人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険」(保険業法3条4項1号)等に限られるが、「解約」は人の生存又は死亡に関するものとはいえないためである」としている。

11 生命保険協会が定める「契約概要作成ガイドライン」では、保険料の計算に際して予定解約率を用いることにより、解約返戻金がない場合、あるいは低く設定している場合は、「この商品は、解約返戻金がありません」、あるいは「この商品は、解約に際して支払う金額を抑制する仕組みで保険料を計算しております」というような記載を行うことが推奨されている。

て設計することにもなう問題は大きくないとも考えられよう。そこで次に、無・低解約返戻金型商品について、具体的な商品類型ごとに考察してみたい。

(3) 無・低解約返戻金型商品の類型

日本アクチュアリー会のテキストによれば、無・低解約返戻金型商品は、終身保険、第三分野保険、定期保険の3つの類型があると整理されている。この類型に沿って考察を進めたい。

① 終身保険タイプ

終身保険の解約返戻金について、たとえば保険料払込期間中は一般の終身保険の70%水準に設定し、保険料払込期間終了後は一般の終身保険と同様に平準純保険料式責任準備金と同額とするようなタイプの商品である。ところで終身保険は、いつ死亡しても保険金が支払われる保険であるが、人は誰でもいつかは必ず死亡するので、この保険は保険数理的には予定死亡率として使用する生命表において、最後の1人が死亡するときを満期日とする養老保険と同じになる。このため、責任準備金は死亡保険金に向かって着実に増加していく。したがって解約返戻金も死亡保険金に向かって着実に増加していく。

このような商品特性から、解約返戻金の金額を一般の保険よりも低く設定することによって得られる保険料引き下げ効果はそれなりに大きいようである。たとえば、40歳加入・男性・65歳払込終了の終身保険で、予定解約率を3%（1年間に解約する契約を保有契約全体の3%とすること）に設定した場合、保険料は一般の終身保険に比べ92%水準になる

という試算がある¹²。

保険契約を継続させる契約者にとって、この保険料引き下げ効果は大きな魅力になるだろう。また、保険料払込期間終了時点である65歳から解約返戻金は平準純保険料式責任準備金になるので、保険料払込期間終了後に解約した場合の解約返戻金に対する、それまでの払込保険料総額の利殖効果も魅力的なものである。最近、一時払終身保険の販売が好調な時期があったが、終身保険には、貯蓄機能を期待して加入する契約者も少なくないと思われるのである。

ただ長い人生の中で、生活ステージが大きく変化し、この保険を保険料払込期間中に解約せざるを得なくなるようなときは、一般の保険よりも低額の解約返戻金になってしまう。消費者は、この点をよく考えて契約を締結することが必要になるし、保険会社も顧客が誤解することがないように、適切な説明を十分に行うことが求められるゆえんである。

② 第三分野保険タイプ

第三分野保険とは、医療保険、がん保険、介護保険等、入院・手術・介護等のサービスを受けたときに給付金が支払われる保険である。死亡保険が遺族保障を目的とするのに対し、この保険は契約者・被保険者が生きていくための保険である。このため、第三分野保険では、死亡給付がほとんどないというような設計が行われることがよく見られる。

ところで、第三分野保険も責任準備金が発生する。入院・手術・介護サービスを受けることになる確率が、高齢になるにつれて高くなっていくからであり、支払われる保険料の一部が高齢になったときの給付支払に備えて

12 金融審議会金融分科会第二部会 保険の基本問題に関するワーキング・グループ第52回の資料3 上田泰史「日本における生命保険契約の解約返戻金について～アクチュアリーの見点から～」より引用した。

保険会社内に責任準備金として積み立てられるからである。このような商品に、従来の考え方に基づく解約返戻金（平準純保険料式責任準備金から新契約費の未回収分を控除したもの）を設定すればどのようなことになるだろうか。

このようにして設定された解約返戻金はこの商品の死亡給付を上回ることが予想される。しかし仮にこのような商品設計が行われれば、死亡が間近になったときに、保険契約を解約し解約返戻金を受け取ろうとする契約者が現れるかもしれない。このような行動が多く発生すると、保険会社は損失を被ることになるだろう。死亡者には解約返戻金よりも低額な死亡給付を支払う前提で保険料を計算しているためである。

このような損失を回避するためには、解約返戻金が死亡給付を上回ることがないように設計することが必要になる。そこでたとえば死亡給付を、解約返戻金を下回ることがないように水準に設定することが考えられる。しかし、もともと第三分野保険に死亡給付を期待する契約者は多くないかもしれない、このような商品設計は顧客ニーズに合っていない恐れがある。そこで、解約返戻金が死亡給付を上回ることがないように、無・低解約返戻金型商品として設計することが考えられるのである。第三分野商品に貯蓄機能を期待する契約者は多くないだろうと思われることから、第三分野保険において、無・低解約返戻金型商品は多くの会社で販売されるようになっていくようである。

このように第三分野保険の無・低解約返戻金型商品は、解約返戻金が死亡給付を上回らないようにすることが目的の1つになっているが、併せてできるだけ安い保険料での保障

提供を望む消費者のニーズに応えようとするものでもあると言えるだろう。

③ 定期保険タイプ

定期保険は、一定の保険期間内に死亡した場合に保険金が支払われる保険である。満期給付がないことから、比較的低額の保険料で高額な死亡保障が得られる保険である。また、保険期間が30年やそれを超えるものなどの長期の保険を除けば、責任準備金はそれほど大きくなることも特徴である。

このため、従来の考え方に基づく解約返戻金を有する定期保険であっても、平準純保険料式責任準備金から解約控除を差し引いた解約返戻金はゼロになるか、あっても低額に止まるケースがよく見られる。このように、もともと解約返戻金が期待されない保険商品なので、無・低解約返戻金型商品として設計しても大きな支障はなく、このような商品設計とすることにより、できるだけ安い保険料での保障提供を望む消費者のニーズに応えようとするものであると考えることができるだろう。

4. おわりに

保険契約関係の法規定は従来商法で規定されてきたが、商法制定後100年以上が経過する中で、社会経済情勢の変化に対応して保険契約関係の法規定を新たなものに見直す検討が行われ、平成22年4月1日に保険法が施行されたところである。ところで本稿のテーマに関係する解約に関しては、保険法では「保険契約者は、いつでも保険契約を解除することができる」（54条）と規定されているが、解約返戻金に関する規定は行われていない。

この保険法改正の動きを受けて、金融庁の金融審議会金融分科会第二部会 保険の基本

問題に関するワーキング・グループにおいて、保険法の改正が保険会社に対する規制・監督のあり方にどのような影響があるか、保険監督の立場から検討が行われ、平成21年6月19日に「中間論点整理」が公表された。その中で、保険料積立金等の支払について、以下のように記述されている。

○保険料積立金等の支払

保険料積立金等の支払について、保険商品に係る透明性向上等の観点から、解約返戻金に係る商品審査基準を明確化すべきとの意見や基礎書類の開示を検討すべき等の意見があった。また、無・低解約返戻金型保険商品について、特に保険料が比較的高い保険商品のあり方について、考え方を整理すべきとの意見があった。

今後、これらの問題についても、募集面や商品面に係る他の問題と併せて検討していくことが必要であると考えられる。

表題は「保険料積立金等の支払」とされているが、内容は解約返戻金に関する事項である。この記述内容から、解約返戻金について、顧客が理解できる透明性のあるものにすべきという問題意識と、無・低解約返戻金型商品について、特に保険料が比較的高い商品について、考え方を明らかにすべきとの問題意識が委員の中にあつたことが窺える。

解約返戻金の透明性を高める取り組みは、合理的で納得感のある解約返戻金の設定方法の実現と、顧客にとって分かりやすい開示方法、説明方法の開発ということになるのであろう。関係者の引き続いての努力に期待したい。また、無・低解約返戻金型商品についての問題意識も、突き詰めれば上記と同じく、

合理的で納得感のある解約返戻金の設定方法の実現と、顧客にとって分かりやすい開示方法、説明方法の開発ということに繋がるのかもしれないが、わざわざ特記しているところから見ると、それよりも深い問題意識があるのではないかと受け止められよう。

その問題意識は、解約返戻金をその契約者の持ち分の清算とはせず、保険給付の一部とすることの妥当性にあるのかもしれない。保険契約は解約を目的に締結するものではないので、解約返戻金が保険契約に基づく給付であることに違和感を感じる向きがあることについては、理解できるところである。ただ、すでにこのような商品は多くの保険会社から発売され、世の中に受け容れられていることも事実である。

さらに本稿で述べたように、第三分野保険のようにその商品の性格上、無・低解約返戻金型にすることが合理的な商品がある。また、定期保険のように解約返戻金が重要性を持たず、無・低解約返戻金型にすることに大きな問題がないように思われる商品もある。このように考えを進めてくると、議論の対象になり得るのは終身保険タイプであろうと思われる。中間報告で、「特に保険料が比較的高い保険商品のあり方について」と記述されているのも、他の2つの種類の保険に比べ、貯蓄性が高い終身保険が想定されているのではないかと想像されるところである。

たしかに終身保険については、低解約返戻金型として設計しなければならない必然性はないだろう。しかしながら一方で、できるだけ安い保険料で終身保障を得たいと考える顧客のニーズもあるだろう。低解約返戻金型終身保険がこのようなニーズの受け皿になっているとすれば、この商品の存在意義は十分に

あると言えるのかもしれない。

問題は顧客の誤解を避けることである。この商品の特性を十分に説明し、従来型の商品とこの商品を比較して、顧客が内容を理解して、適切に選択できるようにすることが必要なことであろう。適切な開示・説明に関する関係者の努力が期待されるところである。

参考文献

- ・金融庁 金融審議会金融分科会第二部会 保険の基本問題に関するワーキング・グループ「中間論点整理」2009年6月
- ・金融庁 金融審議会金融分科会第二部会 保険の基本問題に関するワーキング・グループ第52回の資料3 上田泰史「日本における生命保険契約の解約返戻金について～アクチュアリー視点から～」2009年5月
- ・生命保険協会 契約概要作成ガイドライン 2013年6月
- ・日本アクチュアリー会『保険1（生命保険）第2章 解約および解約返戻金』2012年4月
- ・竹濱修『保険法入門』日本経済新聞出版社 2009年4月
- ・我妻佳祐「解約給付に関する一考察」『生命保険論集 第184号』2013年9月